

韓国知的財産ニュース 2015 年 4 月後期

(No. 293)

発行年月日：2015 年 5 月 6 日

発行：JETRO ソウル事務所 知的財産チーム

<http://www.jetro-ipr.or.kr>

★★★目次★★★

このニュースは、4 月 15 日から 30 日までの韓国知的財産ニュース等をまとめたものです。

法律、制度関連

※今号はありません。

関係機関の動き

- 2-1 特許庁、出願人の利便性向上に向けたオンラインサービスを強化(4.16.)
- 2-2 韓国特許庁、「知的財産保護スローガン公募大会」受賞者の選定・発表(4.17.)
- 2-3 自治体保有の知的財産に関する民間活用が拡大される(4.20.)
- 2-4 企業の特許戦略を策定し就職にゴールイン(4.20.)
- 2-5 国際法の視覚から知的財産権を紹介する分かりやすい教育教材を発行(4.20.)
- 2-6 陸・海・空の3軍、「特許セキュリティ」に注力(4.21.)
- 2-7 韓国特許庁、企業とともに青少年発明専門家を養成(4.21.)
- 2-8 公共優秀技術で「中小企業の技術武装」を支援する(4.21.)
- 2-9 韓国特許庁、素形材産業の鍛造分野と知財権協力強化(4.22.)
- 2-10 韓国特許庁、民官合同で知的財産保護の日に記念式開催(4.22.)
- 2-11 国会 - 民間の専門家、「大韓民国知識財産の日」の推進を宣布(4.23)
- 2-12 造船海洋資機材産業、「知的財産中心の研究開発戦略」を本格的に推進(4.23.)
- 2-13 特許庁、中小企業の職務発明補償制度の導入・運営に対する支援を本格化(4.23.)
- 2-14 '15年第1四半期の知財権の出願が前年比9%増加(4.24.)
- 2-15 韓国の特許情報システムがアフリカ大陸へ(4.24.)
- 2-16 司法府も特許侵害訴訟における損害賠償金額の現実化に(4.26)
- 2-17 KIPO - WIPO、適正技術グランドシンポジウムを開催(4.29.)
- 2-18 韓国 - フィリピン間 PPH が施行(4.29.)
- 2-19 WIPO、国立農業科学院を特許微生物「国際寄託機関」に指定(4.30.)

模倣品関連及び知的財産権紛争

- 3-1 サウジアラビアで「大宇」の使用権を巡り紛争(4. 20.)
- 3-2 公正取引委員会、クアルコム携帯電話に係る特許権乱用調査結果は…(4.20.)
- 3-3 サムスンの偽サイトが発覚…被害防止に全力(4. 22.)
- 3-4 公正委、オラクル DBMS の「不公正契約」を是正(4. 28.)
- 3-5 特許庁、知識財産保護週間 - 正規品使用のキャンペーンを実施(4. 28.)

デザイン (意匠)、商標動向

- 4-1 韓国企業の海外商標出願が急増(4. 17.)
- 4-2 特許庁の「デザインマップ」、人気の秘訣は?(4. 27.)

その他一般

- 5-1 技術移転「通年で 1000 件時代」の開幕(4. 15.)
- 5-2 障害者便宜改善の家電生活用品特許出願が急増(4. 17.)
- 5-3 サムスンの米国における特許ポートフォリオ構築が業界一位となり、これを追うアップルの追撃も素早くなった(4. 19.)
- 5-4 【特許から見た未来技術】LG が注目した技術(4. 21.)

法律、制度関連

※今号はありません。

関係機関の動き

2-1 特許庁、出願人の利便性向上に向けたオンラインサービスを強化

韓国特許庁(2015. 4. 16.)

特許庁は、出願人が特許出願手続きを容易に進められるよう、今年度中に「手数料のモバイル納付」、「包括委任のモバイル認証制度の導入」、「電子出願 SW の統合」、「電子出願(特許路)ウェブサイトのリニューアル」の 4 課題を重点的に推進する。

まず、特許手数料のモバイル納付システムを 11 月まで構築し、12 月からサービスを提供する予定だ。モバイル納付システムが開始されれば、携帯電話を利用して場所の制

約にかかわらず、告知の情報を照会して特許手数料を納付できるため、出願人の利便性向上はもちろん、手数料の未払いによる権利の喪失も予防できると見られている。

また、簡単な携帯電話認証を通じて包括委任の手続きを進められるサービスを7月から提供する。これまで包括委任状をオンラインで提出するためには、出願人が公認認証書を使用しなければならないという不便があった。携帯電話の認証方式が導入されれば、当該手続きを簡単に進められると思われる。

※電子出願率 96.8%比オンライン包括委任の使用率は 16.4%と低迷(2014年)

さらに、昨年に配布された電子出願 SW が難なく定着したことで、従来使用されていた電子出願 SW のサービスを今年度下半期から廃止する予定だ。新しい電子出願 SW は、商用ワープロとの互換性が大幅改善されたため、一般ユーザが使用するワープロの種類に関係なく同一な環境で特許明細書の作成が可能となる。

最後に、電子出願ウェブサイトの特許路に対し、ユーザの利用現況と業務の重要性を分析してメニューの体系やページ構成などを大幅に改善する予定だ。特許路は、特許庁に提出する各種書類を提出・照会するウェブサイトで、月別アクセス回数が約 1,000 万ヒットに上っている。最近では、個人出願人の利用増加を受けて個人の利便性向上に向けたメニューをメインページに提供するなど、特許路ウェブサイトをリニューアルする必要があるとの指摘が続いていた。

情報顧客支援局のチャン・ワノ局長は、「今年は国民の利便性が大きく向上されるよう、電子出願サービスを集中的に強化する予定だ。これからも最新 ICT 技術を適用して出願システムを持続的に改善していきたい」と述べた。

2-2 韓国特許庁、「知識財産保護スローガン公募大会」受賞者の選定・発表

韓国特許庁(2015. 4. 17.)

韓国特許庁は全国民を対象に知識財産尊重文化の拡散のためのスローガン公募大会(2015年3月~4月8日)を開催した結果、大賞1名、金賞1名、銀賞2名、銅賞2名、奨励賞3名を選定し発表した。

大賞受賞者：ナム・サン Chol(男性)

- スローガン：知識財産保護への第一歩が国家競争力の大きな一歩
- 意味：知識財産保護のための第一歩は大韓民国の産業発展と国家競争力向上の大きな一歩になるという意味

韓国特許庁が主催し、国家知識財産委員会、文化体育観光部、関税庁及びNAVER、SK11番街、e-BAY コリア、クーポン等の後援で開催した今回の「知識財産保護スローガン公募」は、WIPOが制定した世界知識財産の日(4.26)に実施する多様な知識財産保護週間活動の中の一つであり、今年初めて実施された。

去る3月23日から4月8日まで行われた今回の公募大会には、全国から計1,494件の応募があり、国家知識財産委員会、文化体育観光部、関税庁、特許庁等の関係省庁の予備審査を経て、外部の民間専門家が、知識財産保護観点から「主題の明確性、メッセージ伝達の硬化性及び大衆性」等について評価し、最終当選作を選定した。

今回、選ばれたスローガン当選者は賞金と賞牌を受け、特に大賞作に対する授賞式は来る4月22日に、民・官合同で開催される「知識財産保護の日」の記念式において行われる予定だ。

今回大賞を受賞したナム・サン Chol氏は、釜山の電子会社に勤める60代の会社員で、「知財権に関する業務が多い電子会社に勤務していることから、日ごろ知識財産保護に関心が高く、今回のスローガン公募に支援することとなった。ナム氏は提案したスローガンが国の知識財産尊重文化拡散に少しでも役立つことを希望する」と述べた。

2-3 自治体保有の知的財産に関する民間活用が拡大される

電子新聞(2015.4.20.)

7月から地方自治団体が保有する知的財産に対する民間活用が容易となる。

行政自治部は、自治体で研究開発した特許・実用新案・デザイン・商標権等を民間企業が活用する際に行う手続き、期間、使用料等を明示した「共有財産及び物品管理法施行令」を立法予告した。自治体が保有する知的財産は、特許が1548件、商標権が5897件、著作権が187件等の全体で9231件に達している。

施行令に使用許可申請時に具体的に行うべき手続きについて明示した。使用期間と使用料の算定方法、売却時の価格評定基準も設けた。

共有財産管理のための「共有財産審議会」構成時に、弁護士、公認会計士、鑑定評価士等の民間専門家も過半数委嘱した。改正案は立法予告後に法制処の審査を経て7月から施行される。

キム・ヒョンギ行政自治部地方財政政策官は、「自治団体保有の知的財産権使用に関する細部手続きが設けられ、民間企業の創業と生産性向上に役立つはずだ」と述べた。

ユン・デウォン記者

2-4 企業の特許戦略を策定し就職にゴールイン

韓国特許庁(2015. 4. 20.)

大学(院)生は創意的アイデアで特許戦略を策定し、企業は課題の出題及び審査参与と就業優遇の特恵を提供する「2015 キャンパス特許戦略ユニバーシアード」が開催される。

特許庁と韓国光学翰林院が共同の主催で韓国発明振興会が主管し、サムスン電子、現代自動車、韓国電子通信研究院(ETRI)等の41の韓国内指折りの企業及び研究機関が参与するこの大会は、4月20日から参加受付に突入した。

競争部門は先行技術調査部門と特許戦略策定部門に分けて進行される。電気・電子、造船・機械・金属、化学・生命・エネルギー等3大産業分野において、企業が出題した問題の中から一つを選定して先行特許調査分析を通じて特許可能性の判断や、未来コア特許の獲得の戦略策定について激しい競争が行われる。

審査と授賞は部門別に行われ、全体の賞金は約3億7千万ウォンが支給される予定である。特に大賞には産業通商資源部長官賞と賞金1千万ウォンが授与され、受賞者に現代自動車、LG電子、サムスン重工業等の18参与企業から就職インセンティブが提供される。

また、次世代知的財産リーダ養成のためのネットワークを構築して体系的かつ持続的な事後の知的財産能力強化のプログラムが支援される。

ゴン・ヒョックジュン特許庁産業財産政策局長は、「この大会は最近3年間平均105大学の3675チームが参加し、受賞者の就業率が一般工学系列の卒業生より遥かに高い成果を見せている」とし、「特許庁はより多くの知的財産人材が就職できるよう積極的に支援する計画である」と述べた。

※2014年大学工学系列の就業率は65.6%(教育部資料)、大会受賞者就業率は88.9%

2-5 国際法の視覚から知識財産権を紹介する分かりやすい教育教材を発行

韓国特許庁(2015.4.20.)

韓国特許庁は、世界知的所有権機関(WIPO)と韓国発明振興会が共同で国際法的観点から知識財産権を学習できる e-ラーニングコンテンツである「IP IGNITE」を製作し、4月20日から一般に無料で公開することを発表した。

IP IGNITE は、WIPO Academy の教育課程である知財権の一般概論(以下、「DL-101」)の内容を基盤に開発された。IP IGNITE は、DL-101 の硬く難しい知識財産権に対する内容を多様なアニメーションとストーリーテリング記法を活用して再構成することでだれでも簡単に面白く学べるという点が大きな特徴である。

IP IGNITE を全世界に普及するため、韓国特許庁は4月20日にスイスジュネーブにおいてWIPO Francis Gurry 事務総長をはじめWIPOの188会員国代表を招いて「IP IGNITE を公式に発表するイベント」を開催する予定である。この場において韓国特許庁は、IP IGNITEをはじめ、発明学習用ゲーム、知識財産権教育用ポロロアニメーション、小・中等用デジタル発明教材等の新規知識財産権コンテンツをお披露目し、知財権教育分野を先導している韓国特許庁の位相をさらに確固たるものにする計画である。

ゴン・オジョン特許庁産業財産保護協力局長は、「IP IGNITE は国際的に通用する知識財産権の必修的内容を分かりやすく紹介するマルチメディア教育コンテンツ」であるとし、「これを活用すると知財権専門人材養成に大きく役立つ」と述べた。

一方、IP IGNITE の利用を希望する方は、インターネットホームページ(www.ipdiscovery.net)にアクセスし無料で学習することができる。

2-6 陸・海・空の3軍、「特許セキュリティー」に注力

電子新聞(2015.4.21.)

陸軍、海軍、空軍が「特許セキュリティー」に力を入れている。韓国国防부는、政府部処の中で知的財産(IP)インフラに対する関心が最も少ないと言われている。しかし、民間企業による軍事特許の侵害例など、安全保障に直結する特許訴訟が頻発していることを受けて、3軍においてIP担当の管理組織が立ち上げられた。関連技術の開発と特許出願などにより特許セキュリティー先進国を目指すとしている。

21日、3軍本部によると、3軍はIP管理の重要性と必要性を認識し、担当組織を作っ

て関連特許を積極的に出願している。

3軍のうち陸軍が2012年6月、第一にIP管理担当組織を立ち上げ、空軍も2014年1月にIPチームを新設して8人の専門人材を配置している。これまで特許デザイン18件、商標権13件、著作権230件などを登録した。

空軍の関係者は、「軍のIPは、軍事に係わる新技術の保護と国防予算の削減など、経済的な軍運営の中核的な要素として注目されている。空軍はこれからもIPに対する認識を向上させ、徹底した特許管理により創造経済の実現に貢献するよう取り組んでいく方針だ」と述べた。

海軍は現在、海軍本部軍需企画輸送課の傘下に4人の弁理士資格を有している将校を軸にした専門チームを運営している。昨年9月にはIP新規出願および国有特許の登録業務手続き、補償の規定を盛り込んだ「IP業務の実務指針書」を制定し、管理システムを改善した。

また、海軍イントラネット「知識財産 e-learning」を開発し、兵士がそれぞれIPに対して学習できるようにした。これについて兵士個人出願した特許を職務発明として国有特許に移転したケースも3件あった。

海軍の関係者は、「2012年10月、海軍のIPを民間企業が特許として重複登録し、独占権を主張するケースがあった。今後、個人に対する特許教育をはじめ、特許管理組織に人材を投入し続ける計画だ」と述べた。

国防部が有している国有特許は計95件で、国有特許全体の3,709件のうち2.6%に該当する。全部処の中では最も少ない割合だが、軍用技術が特許として保護を受ける必要がある分野は、弾薬、GPS、通信、素材、化学兵器・放射能兵器など多岐に渡っている。その中でも放射能兵器の場合、放射能検知素子の設計技術と個人線量計・放射能測定器に関する特許が出願されており、素材は超高温炭素複合材料を活用した基礎素材の製造技術が中核特許とされている。弾薬も衝撃センサーの設計技術と圧電式の衝撃装置、自動車向けロックセンサーなど関連特許が適用されている。

特許庁でも陸軍・空軍のIP担当組織の新設および専門人材の選考を支援している。陸軍内に大韓弁理士会などを介して推薦された弁理士専門士官および兵士が服務している。

特許庁関係者は、「特許庁の情報ネット KIPRIS のカテゴリに「軍事特許」を新設し、

国防特許出願を促している」と説明した。

チョン・ミナ記者

2-7 韓国特許庁、企業とともに青少年発明専門家を養成

韓国特許庁(2015. 4. 21.)

韓国特許庁と韓国発明振興会は、企業と連携した青少年発明教育を通じた創意的発明人材養成に向けて「2015 青少年発明家プログラム (Young Inventors Program、以下 YIP) の参加者を 5 月 27 日まで募集することを明らかにした。

YIP とは参加企業の出題を解決するため、青少年の創意的アイデアを知的財産教育及び特許コンサルティングを通じて具体化・高度化にし、知的財産として創出できるよう支援する青少年発明特化教育プログラムである。

KUMHO 電機、DAYOU-WINIA、MORNINGGLORY、サムスン電子、アモレファシフィック、APPDISCO、LG 化学、KGC 人参公社、CRUCIALTEC、POSCO、韓国航空宇宙研究院等の 11 企業が今年度の YIP に参加し、優秀発明人材の養成に向けて教育寄付及び技術相談を支援する。

参加企業は、化粧品ケースのデザイン、無人航空機 (DRONE) を活用したアイデア、青少年と関連するビックデータを活用した電子製品等、青少年が関心を持って接近しやすい課題を提示し、多くの青少年が参加する見通しである。

参加対象は中・高等学校の在学学生及び青少年で、学生 2~3 名と指導教師 1 名が 1 チームを構成し YIP ホームページのオンラインから申込みができる。申請されたアイデアは審査を経て参加企業別 6-7 チームを選定し、全体で 70 チームを選抜する予定である。

選抜された学生は 7 月 23 日に COEX で開催される「2015 青少年発明フェスティバル」の参加をスタートに、知的財産教育のキャンプ、企業見学及び訪問型特許コンサルティング等の課程を通してアイデアを改善し知的財産権として出願する予定である。

ゴン・ヒョックジュン特許庁産業財産政策局長は、「プログラムに参加した企業の積極的な教育寄付が大きな役割を果たし、YIP が学校現場において新しい発明教育モデルとして位置づけとなっている」とし、「今後も特許庁ではプログラムがさらに拡大していくことに努めていきたい」と述べた。

2-8 公共優秀技術で「中小企業の技術武装」を支援する

韓国特許庁(2015. 4. 21.)

- 未来創造科学部、中小企業庁、特許庁は中小・ベンチャー中心の力動的な創造経済の内実化に向けて事業化有望の公共技術を中小企業に移転し、後続で事業化過程を支援する「2015年第1回公共技術移転ロードショー」を共同で開催する。
- 公共優秀技術の移転を基盤に競争力を画期的に向上させることによって、中小企業が韓国の新しい成長エンジンとして育成できるようにする計画である。
- 特に今年から未来部が参加し、基礎・源泉事業化の有望技術を多く発掘・支援することによって、中小企業の技術不足が解消できる。
- 今年下半期(9月予定)には、第2回目のロードショーを地方で開催する計画であり、参加を希望する企業は下記のサイトから申込みができる。

区分	ホームページ	問い合わせ先
中小企業庁	www.smba.go.kr	1357
特許庁	www.kipo.go.kr	1544-8080
中小企業技術情報振興院	www.tipa.or.kr	1357(内線2番)
韓国知識財産戦略院	www.kipsi.re.kr	02-3287-4321
研究成果実用化振興院	www.compa.re.kr	02-736-0047
韓国産学連協会	www.auri.or.kr	0-42-720-3343
中小企業技術開発 総合管理システム	www.smtech.go.kr	

2-9 韓国特許庁、素形材産業の鍛造分野と知財権協力強化

韓国特許庁(2015. 4. 22.)

韓国特許庁の加工技術特許研究会と韓国鍛造工業協同組合は、来る22日に素形材産業鍛造分野の知的財産権に関する認識向上及び知財権を通じた競争力強化に向けて姉妹結縁を締結した。

素形材産業は溶接・金型・鍛造等の工程技術を通じて素材を部品に、部品を完成品に生産する基礎工程産業をいう。この産業は自動車、造船等の国内主力産業に利用される

工程技術であり、最終製品の品質競争力の向上に必修的な要素である。

2013年に産業通商資源部で実施した素形材産業統計調査の結果によると、全体2万6千の素形材企業の中で中小企業は99.7%で、10人未満の商工人中小企業が大多数(68.4%)であり、知的財産権確保及び活用がなされていない。

特に、材料を加熱し叩いて加工する鍛造分野は10人未満の企業が75.6%を占め、素形材産業の他の技術分野に比べ一人当たりの売上高が高い高付加価値産業で、企業の知的財産権管理のための支援が一層必要な状況である。

これによって、特許庁の加工技術特許研究会は鍛造組合との姉妹結縁を通じて、中小企業の知的財産権の底辺拡大及び認識向上のために知的財産権教育、特許制度及び手続きの相談、特許情報の利用方法、特許管理戦略の諮問等多様なオーダーメイド型の支援活用を行う予定である。

韓国特許庁キム・ヒテ加工システム審査課長(加工技術特許研究会長)は、「素形材産業の発展のために昨年6月に金型組合、9月に溶接組合に続き、今回は鍛造組合と姉妹結縁を締結し、今後他分野の素形材産業との協力も徐々に拡大していく」と述べた。また、鍛造組合のカン・ドンハン理事長は「今回の姉妹結縁が鍛造分野の知的財産権協力を強化させ、企業発展に大きく役立つものと期待する」と明らかにした。

2-10 韓国特許庁、民官合同で知的財産保護の日に記念式開催

韓国特許庁(2015.4.22.)

韓国特許庁は世界知的財産の日(4.26)を迎え、(株)NAVER、(株)SK PLANET(11番街)、e-Bay KOREA、(株)Forward Ventures (Coupang)及び国家知識財産委員会、文化体育観光部、関税庁等の民・官関連機関が4月22日(水曜)にソウル国立中央図書館国際会議場にて「知的財産保護の日」の記念式を開催する。

知的財産保護の日の記念式は、昨年5月に国家知識財産委員会等の政府機関とNAVER等の民間企業で締結された知的財産尊重文化の拡散に関する業務協約により昨年に続き第2回目の開催となるイベントであり、知的財産の保護が国の経済と産業発展を導く基盤となることを広く知らせ、知的財産尊重文化の拡散に向けて政府省庁の協業と民・官協力を図るための場である。

この日の記念式に先立ち、今年初めて国民公募を通じて選ばれた「知的財産保護の第

一歩、国家競争力の巨歩」を知的財産保護キャンペーンの新しいスローガンに採択し、▶ 全国大学生知的財産保護の団体である「大学生サポーターズ」による知的財産尊重の宣誓、▶ 正品と模倣品の比較展示、▶ 知的財産尊重1万家族のリレー署名運動開始等のイベントも行われる。

知的財産保護の日の記念式と並行して、この日の午後には韓国特許庁、貿易委員会、関税庁、著作権委員会、韓国消費者院等の政府機関が米商工会議所 (AMCHAM)、ヨーロッパ商工会議所 (ECCK)、ソウルジャパンクラブ (SJC) 等の韓国内に進出した外国企業団体とともに、「知的財産権保護執行コンファランス」を開催し、外国企業を対象に韓国政府の知的財産保護政策を積極的に知らせる計画である。

一方、この日のイベントを開始に来る 28 日 (火曜) まで「知的財産の保護週間」として宣布し、韓国知識財産保護協会、著作権保護センター、貿易関連知財権保護センター等知的財産保護関連の公共団体と NAVER 等の民間企業と共同で正品・模倣品比較展示の体験、知財権保護同参署名運動等の知的財産保護キャンペーンのイベントを明洞、東大門、梨花大学の主要繁華街及び大学街地域を中心に行う予定である。

イ・ジュンソ韓国特許庁次長は、「創造経済が開くには知的財産の創出、活用とともに創意的なアイデアと革新的な発明活動の成果物が、その価値をまともに認められ尊重されることが重要である」とし、「本日のイベントは、このような知的財産尊重文化が社会的に拡散することにより、創造経済の核心である知的財産の保護環境を確固なものとなることに大きな意義がある」と述べた。

2-11 国会 - 民間の専門家、「大韓民国知識財産の日」の推進を宣布

電子新聞 (2015. 4. 23.)

国会と民間の専門家が一堂に会して「大韓民国知識財産の日」の推進を宣布した。

23 日、国会議員会館にて世界韓国人知識財産専門家協会 (WIPA) のコ・ウン共同会長とチョン・イファ国会議長をはじめとする元・現職の国会議員、大韓弁理士協会のコ・ヨンフェ会長など、国会と民間の専門家が参加した中、WIPA 主宰の「大韓民国知識財産の日の推進および北東亜の知識財産権の共同発展戦略に関するシンポジウム」が開かれた。

同シンポジウムは、国会と民間の専門家が知識財産 (IP) を未来有望分野と評価し、関連インフラと認識を向上させるという観点から推進された。与野党の国会議員 64 人が参加し、特許法・民事訴訟法・法院組織法の改正など、IP 分野の制度改善に向けた立法活

動に取り組んでいる世界 IP ハブ国家推進委員会が同記念日の指定を支援する。

現在、国連で指定した知識財産の日(4月26日)があるが、国内で指定した記念日はない。韓国は IP5 の一翼を担っており、世界特許出願の上位 4 位入りを果たしているが、特許の質的成長および優秀人材の組織化に関する力量が足りない状況だ。特に中小企業を中心に特許紛争において優位に立っていない。

チョン・イファ国会議長は「サムスン電子がアップルとの訴訟で膨大な賠償金を払ったケースから分かるように韓国企業が特許紛争に巻き込まれた際、韓国を信頼して裁判を進められる環境作りが必要だという趣旨で推進委と協力することにした」と述べた。

WIPA のコ・ウン共同会長は「知識財産は、産業界だけでなく文化芸術界においても欠かせない懸案となっている。科学と文化芸術など分野を問わず、社会全般にわたってほんの意味の知識財産の発展に向けて力を入れていきたい」と述べた。

チョン・ミナ記者

2-12 造船海洋資機材産業、「知的財産中心の研究開発戦略」を本格的に推進

韓国特許庁(2015. 4. 23.)

未来競争力の中核となるオリジナル特許を創出するための研究開発策(R&D)について議論するため、造船海洋分野の資機材業者が一堂に会する。

特許庁は韓国造船海洋資機材研究院、韓国知識財産戦略院、韓国造船海洋資機材グローバル支援センター、韓国産業団地工業団地釜山支社、韓国海洋大学とともに国内の造船海洋分野の中小資機材業者に対して知識財産(IP)中心の R&D 戦略の実行策に関する「IP-R&D 戦略セミナー」を4月24日に釜山鎮海経済自由区域庁にて開催する予定だ。

国内の造船海洋産業は、これまで優秀な船舶建造技術を基に世界トップの位置を維持していたが、最近中国が国をあげた支援と船舶建造技術の向上を背景に急成長を遂げ、事実上韓国を追い抜いている状況だ。2014年の船舶受注量においても韓国は世界市場の3割を占めるに止まり、4割を占めた中国に水をあけられた。

また、最近グローバル経済の低迷によりエネルギーの需要が減少した上、シェールガスの生産および輸出が増加したことを受けて「シェールショック」といわれるほどオイル価格が下落してきたことが海洋プラント市場にも大きな影響を及ぼし、造船海洋市場

の新技术の開発を促している状況だ。こうしたグローバル市場の変化に対応するためには、従来の船舶建造技術を超えて、韓国ならではのの中核特許と固有ブランドを基にした IP 基盤の技術事業に目を向けなければならないと専門家は指摘している。

しかし、国内の造船海洋の資機材業者は依然として資機材の国産化に集中しているのみで、自主的な技術開発によるオリジナル特許の創出と固有ブランドの確保に向けた取り組みは極めて不十分な状況だ。

そのため、特許庁は韓国造船海洋資機材研究院などと共同で造船海洋資機材分野において IP 中心の R&D 戦略を推進する方策について議論し、これからの発展の方向性を模索するために造船海洋資機材分野の IP-R&D 戦略セミナーを開催することにした。

同セミナーでは、造船海洋分野の国内・国外の特許の動きとともにエンジニアが知るべき特許戦略を説明するほか、IP を中心に R&D 戦略の概念と推進案について集中的に議論を行う。特に今回のセミナーでは、昨年の「IP-R&D 戦略支援事業」に参加して成果を上げた企業の事例を共有する予定で、セミナーに参加する業者の関心が寄せられると思われる。

同セミナーに対する申し込みおよび問い合わせは、特許庁次世代輸送審査課 (042-481-5969) および韓国造船海洋資機材研究院の成果拡散チーム (051-400-5034) で受け付けている。

2-13 特許庁、中小企業の職務発明補償制度の導入・運営に対する支援を本格化

韓国特許庁(2015. 4. 23.)

特許庁は、職務発明補償制度運営の優秀企業を選定・支援し、制度を導入・運営する中で企業が経験する問題の解決を支援するため、「2015 年度職務発明活性化事業」を本格的に施行する。職務発明補償制度を導入・運営する中小企業の場合、優秀人材の離脱を防止することはもちろん、「補償金に関する法人税および特許手数料の減免、政府事業に関する加算点の付与」などの特典が与えられる。

職務発明補償制度は、雇用契約や勤務規定などに従業員の業務上発明を企業が承継するように規定して従業員に正当な補償をする制度だが、国内企業における職務発明補償制度の導入率は、2014 年度ベースで 51.5%に過ぎない状況だ。

※最近 3 年間の職務発明補償制度の導入率の推移：'12 年 43.8%、'13 年 46.2%、'14 年 51.5% (出处：2014 年知識財産活動の実態調査)

これは制度の必要性を認識していない、あるいは制度導入の必要性は認識していても企業の負担増につながると認識しているか、導入の方法が分からないためだと分析されているだけに、企業の認識転換が制度拡散のキーとなっている。

＜職務発明補償規定を導入していない理由＞

区分	企業の認識不足 ^{※※}	導入方法が分からない	その他職員との公平性	別途のインセンティブを提供
割合	49.6%	26.8%	9.8%	12.1%

※出处：2014年知識財産活動の実態調査

※※補償金支給の必要がない(17.0%)、導入の意志がない(21.0%)、負担になる(11.6%)

特許庁は、職務発明補償制度の導入率を高めるため、2015年職務発明活性化の事業者を韓国発明振興会に再選定し、△制度の必要性に対する広報、△職務発明補償の優秀企業認証、△中小企業向け支援などを集中的に推進する。

まず、知識財産活動の力量が比較的脆弱な中小・中堅企業を対象に制度の必要性(職務発明紛争の予防、優秀人材の離脱防止の効果)と税金減免の特典(所得税法と租税特別制限法に基づいて企業と従業員両方の税金を減免する特典)などを積極的に広報し、企業CEO会合を活用した地域別のCEO説明会を開くほか、職務発明専門の相談窓口制度を運営する計画だ。

また、職務発明補償優秀企業の認証を最大150社まで拡大する。職務発明補償優秀企業の認証とは、職務発明補償を率先して実施する中小・中堅企業を「職務発明補償優秀企業」と認め、その認証を受けた企業に様々なインセンティブを与える制度だ。優秀企業の認証を受けた企業には、特許・実用新案およびデザインの4～6年次登録料を50%まで減免する特典を提供し、別途の手数料なしでも優先審査を申請することができるほか、特許庁・中小企業庁・未来創造科学部の支援事業に参加する際に加算点を与える予定だ。

最後に、中小・中堅企業が職務発明補償制度を導入・運営する中で経験する問題の解決を支援するため、職務発明の専門家を各企業に派遣して「企業診断→制度導入→問題解決」の全プロセスに対してコンサルティングを行う中小・中堅企業向け支援を実施し、職務発明ホームページ(employeeinvention.net)にOn-lineコンサルティングの窓口を立ち上げるとしている。

特許庁産業財産政策課のキム・ヨンソン課長は「より多くの中小・中堅企業が職務発明補償制度を導入して多様なインセンティブを得て、優れた知的財産を創出することで企業を成長に導いていけるように様々な支援を施していきたい」と述べた。

詳しい内容については、職務発明のホームページ(employeeinvention.net)または韓国発明振興会(02-3459-2850)にて問い合わせできる。

2-14 '15年第1四半期の知財権の出願が前年比9%増加

韓国特許庁(2015.4.24.)

○'15年第1四半期に特許庁に出願された知識財産権は合計110,888件で、前年同期より比較的大幅(9%、9,118件)増加したことが分かった。

○(権利別)前年同期より特許、デザイン、商標がそれぞれ2.5%(1,178件)、2.3%(374件)、20.7%(7,660件)増加したが、実用新案は△4.4%(94件)減少した。

- 特に商標出願の急増は、'14年に新設法人が増加(8.5万社、中小企業庁の発表)したことで個人および創業者が商標権に対する重要性を認識した結果だと見られる。

※新設法人数：('12)74,162→('13)75,574→('14)84,697

○(主体別)知識財産権の出願全体を内・外国人別に見ると、全体の86.7%である93,616件が内国人による出願で、13.3%である14,337件が外国人による出願だった。

- 前年同期の実績と比べてみると、内国人による出願は10.8%(9,095件)増加した反面、外国人は△3.4%(504件)減少したことが分かった。

○外国人による出願を国別に見てみると、日本4,641件、米国4,282件、ドイツ1,029件、中国1,004件、フランス585件の順となった。

○(類型別)出願人を類型別に分けると、個人(38,685件、35.8%)、中小企業(28,329件、26.2%)、大企業(11,856件、11.0%)、中堅企業(6,041件、5.6%)、大学および学校(5,609件、5.2%)の順で出願した。

- 前年同期より大学および学校は18.2%(865件)、個人は17.4%(5,731件)、中小企業は17.3%(4,184件)、中堅企業は9.4%(518件)増加したが、大企業による出願は、△11.9%(1,602件)減少したことが分かった。

○(海外出願)韓国国民による海外の知識財産権の出願も大幅増加したが、'15年第1四半期の国際特許出願は17.2%(472件)増加し、国際商標出願は38.4%(58件)増加したことが分かった。

- これは、韓国の国民と企業が国内・国外の市場において高品質の知財権の確保に向けて積極的に取り組んでいることを示している。

○(登録)一方で、'15年第1四半期の間、特許庁において審査手続きを完了して登録された知識財産権は合計71,583件で、前年同期比0.4%(310件)増加した。

○特許庁情報顧客政策課のヒョン・ソンフン課長は「国際特許出願と商標出願の増加は、政府の地道な創造経済政策の推進により、知財権確保の必要性に対する認識が全国民に拡散した結果だと見られる」と述べた。

※詳しい内容については、弊所のホームページをご参照ください。

2-15 韓国の特許情報システムがアフリカ大陸へ

韓国特許庁(2015.4.24.)

韓国の特許情報システム「特許ネット」がアフリカ大陸に本格的に進出する。

特許庁とKOICAは、アフリカ地域の知識財産権機構であるARIPOの特許情報システムを構築し、24日(現地時間)ジンバブエの首都ハラレにて記念式典を開催する。

ARIPOの特許情報システムの構築事業は、韓国特許庁、ARIPO、WIPO間のMOUが締結された以降、KOICAが2013年から580万ドル規模の「ジンバブエ・ARIPO特許行政の電算インフラ改善事業※」を推進し、今回実を結ぶことになった。

※事業遂行者：韓国特許情報院、シリウスソフト

ARIPOの特許情報システムは、従来の紙基盤から紙のない(paperless)業務処理方法への転換を中核としている。その中でも電子出願、オンラインでの手数料納付、大衆向け検索システムなど、一般ユーザ向けのサービスが向上するだけでなく、先行技術DBの構築および検索の自動化、ARIPOと加盟国間の連携モジュールなどを通じて内部行政の効率性も大きく向上されると見られる。

KOICAによると、同改善事業により ARIPO の公報発行にかかる業務処理時間が従来の 3 週間から 2 日に短縮した。特にガンビア (Gambia) の場合、出願および文書の交換をオンラインに転換したことで、出願距離を 10,000km から 0km に短縮することができた。

同システムの開始を記念する式典には、ジンバブエの Emmerson Mnangagwa 副大統領、ARIPO の Fernando dos Santos 事務総長をはじめ、ウガンダ、モザンビーク、タンザニアなど、ARIPO 加盟国の特許庁長が参加する予定で、アフリカ諸国の特許行政情報化に対する高い期待と関心が反映されている。韓国側では特許庁情報顧客支援局のチャン・ワノ局長、KOICA のチェ・ソンホ地域事業理事、クォン・ヨンギョ駐ジンバブエ大使などが参加する。

特許庁は KOICA とともにこれまで途上国の特許行政の現代化に向けた様々な国際協力事業を推進してきたが、今回 ARIPO の特許情報システムの構築は、2011 年のモンゴル、2013 年のアゼルバイジャンに次ぐ 3 回目の海外進出事例となる。

膨大なエネルギー・資源の保有量および市場潜在力により、アフリカ大陸が浮上している中、同事業はこれまで農業、建設インフラなどに集中されていた対アフリカ協力分野を知的財産、電子政府など高付加価値の新成長エンジン分野に広げたという点で大きな意味がある。今後も域内諸国に拡散される起爆剤として作用すると期待されている。

また、中小のシステム開発業者 (SI) が開発に参加しているため、中小企業がアフリカに事業を展開する土台になると思われる。

特許庁のチャン・ワノ局長は「特許庁は KOICA との協業を介して、韓国の優秀な IT 技術を活用した途上国の情報システム構築を支援し、知識財産行政の韓流を拡散することで、国のプレゼンスの向上に貢献していきたい。中小企業の参加による海外展開も積極的に支援する計画だ」と述べた。

KOICA のチェ・ソンホ理事は「同事業によりアフリカ地域の均衡成長に向けた域内知財権の好循環システムを整えた。また、改善された特許行政システムが ARIPO だけでなく、19 の加盟国に拡散しているため、さらなる波及効果が期待される」とコメントした。

2-16 司法部も特許侵害訴訟における損害賠償金額の現実化に

電子新聞 (2015. 4. 26.)

立法部に次いで司法部も特許侵害訴訟における損害賠償金額の現実化に乗り出す。国

内中小企業が海外で特許侵害訴訟に巻き込まれたとき、国内の特許法院で公正な裁判を受けられるようにするという趣旨だ。

IP サービス協会が開催した「IP リーダーズフォーラム 4 月定例会」で講演を行った特許法院のカン・ヨンホ院長は、韓国特許市場において侵害訴訟の損害賠償金額を現実化するための研究会を発足し、年内を目途に調整案を提示すると述べた。

カン院長は「韓国の損害賠償金額が少ないという事実は、IP ハブ国家への跳躍に足かせとなっている。その解決に向けて‘事実と充実’という研究会が発足しており、下半期中に米 FCBA など知識財産権に関する国際カンファレンスなどに参加してリサーチを行い、損害賠償金額の調整案を示す計画だ」と述べた。

また、「現行の制度のように特許侵害に遭った企業が相手企業の故意的な過ちや損害事実を立証するのではなく、侵害した企業で資料を提出する‘一括証拠提出制度’と未履行の際に適用するペナルティ制度を導入する方向に改める必要がある」と説明した。

侵害訴訟の第 1 審と第 2 審を特許法院で進める「管轄集中」も欠かせないという。

カン院長は「特許法院で損害賠償事件に対して上告したり、ガイドラインを示したりすると判決を履行する地方法院でも同調すると思う。今年中に管轄集中が成立してこそ特許法院がグローバル IP ハブに跳躍する動力を得られる」と述べた。

さらに、裁判の質を高めるなどの取り組みも進めている。最近、特許法院は理系の陪席判事の割合を高めた。現在特許法院内の陪席判事 8 人のうち 5 人が理系だ。裁判時の特許技術に対する理解が深まると思われる。

サムスン - アップルの特許侵害訴訟のように象徴性が強い訴訟に対する審理も強化した。今月 21 日をもって特許法院は院内に 2 の特別部を構成した。カン院長が裁判長を担い、部長判事 2 人が陪席判事となる。

カン院長は「30 年経歴の裁判長と 20 年経歴の陪席判事で構成された特別部署制度は、全国の法院の中で初めて行われる試みだ。特別部で処理する事件は、より慎重に裁判するということを対外的に知らせる意味もある」と説明した。

チョン・ミナ記者

特許庁は4月29日～30日の2日間、ソウルで「KIPO - WIPO 適正技術グランドシンポジウム」を開催すると発表した。

※適正技術：途上国で経験している難点を解決するため、現地において手に入れられる材料で具現した技術

特許庁と世界的知的所有権機関が共催し、外交部が後援する同シンポジウムは、「持続可能な成長に向けた適正技術のバリューチェーンの構築」をテーマに開催される。

現在、韓国は米国、欧州、中国、日本とともに先進5カ国特許庁(IP5)体制、先進5カ国の商標庁(TM5)体制に代表される世界5大知財権大国として活躍している。

その役割を果たすため、特許庁は保有中の約2億7千万件の特許情報を活用して2010年から適正技術を開発・普及してきた。

2010年にはチャド、2011年にはネパールとカンボジア、2012年にはグアテマラとネパールを支援し、2013年にはフィリピンにアロマオイルの抽出器、パプアニューギニアに簡易ウォータポンプ、2014年にはベトナムに下水処理技術、ガーナに養蜂技術の開発をサポートした。その結果、現地の雇用創出、所得増大に貢献したという評価を得ている。

その中でもフィリピンは、韓国特許庁で普及したドライマンゴーの製造技術と連携してマンゴの種などから医薬品、化粧品の原料となるポリフェノールなどを抽出する技術の開発に成功した。これによって約250以上の雇用が創出され、年間2,000万ドルの売り上げを期待している。

同シンポジウムでは、アジア太平洋経済協力(APEC)傘下の知的財産権専門家会合(IPEG)議長を務めるメキシコ特許庁長、適正技術事業を直接行ったモンゴル、エチオピア特許庁長をはじめ、WIPO事務次長などが参加して、これまでの経験を共有し、これからの発展方向について議論する予定だ。また、Qドラムのように世界中に知られている、適正技術を利用した商品も約10種類展示される計画だ。

産業財産保護協力局のクォン・オジョン局長は、「今回のシンポジウムを通じて適正技術のバリューチェーンの構築に向けた青写真を設計していくことを期待している」と述

べた。

2-18 韓国 - フィリピン間 PPH が施行

韓国特許庁(2015. 4. 29.)

特許庁は、韓国企業による海外知識財産権の創出を支援する取り組みの一環として、2015年5月1日からフィリピンとの「特許審査ハイウェイ (PPH、Patent Prosecution Highway)」プログラムを実施すると発表した。

PPHは、出願人が同一の発明を2カ所以上の特許庁に出願して一方の特許庁において登録決定書または特許可能通知書を受けた場合、他方の特許庁に提出して優先審査を申請する制度だ。

当該申請件を迅速に審査することで出願人は早期権利化が可能となり、特許庁はその他庁の審査意見を活用することで業務の重複を省けるという評価だ。

1994年に対フィリピン輸出額が12億ドルを達成してから、この20年で100億ドルを突破するなど、フィリピンに進出する韓国企業の知識財産権の保護および活用に対する重要性が増している。

同プログラムは、フィリピン市場をターゲットにした韓国企業の知財権の先取りおよび商業化に主な役割を担うと見られている。

特許庁は、現在米国、中国、日本など22カ国の庁とPPHを施行中で、主な貿易相手国の台湾と今年6月頃にMOUを締結するなど、対象特許庁を拡大するための取り組みを続けている。

※韓国の PPH 施行庁 ('15. 4. 基準) : 日本、米国、中国、欧州特許庁、オーストリア、デンマーク、イギリス、カナダ、ロシア、フィンランド、スペイン、ドイツ、メキシコ、シンガポール、ハンガリー、イスラエル、オーストラリア、スウェーデン、ノルウェー、ポルトガル、アイスランド、北欧特許庁

特許審査企画局のキム・ヨノ局長は、「今回韓国 - フィリピン間の PPH 施行を機にフィリピンに進出した韓国企業の優秀なアイデアを早期に特許で保護する土台が作られた。これから特許庁は、PPH 申請件の審査品質および申請手続きの利便性向上に向けて最善を尽くす」と述べた。

農村振興庁傘下の国立農業科学院が「特許手続き上微生物寄託の国際的承認に関するブダペスト条約(以下、ブダペスト条約)」に基づいて特許微生物を保存・管理する「国際寄託機関」に指定された。

農村振興庁と特許庁は、国立農業科学院が世界知的所有権機関(WIPO)から特許微生物の「国際寄託機関」として承認を受け、5月1日から業務を開始すると発表した。

微生物に関する発明の特許出願の際、当該微生物を「特許法」および「ブダペスト条約」に基づいて公認された機関に寄託しなければならないが、国内特許出願の場合は特許庁が指定した「国内寄託機関」に、国際特許出願の場合はWIPOが承認した「国際寄託機関」に寄託しなければならない。

これまで計23カ国43機関が「国際寄託機関」として承認を得ており、国立農業科学院は今回世界44番目に指定された。国内においては韓国生命工学研究院の微生物資源センター、韓国微生物保存センター、韓国細胞株研究財団に次ぐ4番目の指定で、国家機関としては初めてだ。

これまで国立農業科学院は、「国内寄託機関」に指定されているのみで、発明者が国内に寄託された微生物を活用して国際出願するには難点があった。

今回、国立農業科学院が「国際寄託機関」に指定されたことを受けて、国立農業科学院に微生物を寄託した発明者が国際特許出願に向けてその他国際寄託機関に重複費用を負担して追加寄託するという不便が解消されるほか、国内の南部地域にも国際寄託機関が設置され、地域間の均等配置(首都圏2カ所、忠清圏1カ所、南部圏1カ所)によるアクセシビリティも大いに向上される見通しだ。

一方、特許庁は災害時に備えた国家安全管理体系の整備の一環として2013年、国内4カ所の寄託機関に分散保存されている特許微生物の複製を統合保存する機関として、国立農業科学院を指定している。

しかし、「国内寄託機関」に過ぎない国立農業科学院が国内特許出願の微生物だけでなく、国際特許出願の微生物まで統合保存するには限界があった。

国立農業科学院の「国際寄託機関」の指定により、その他寄託機関が有している国際特許微生物の移動制限が解消されたことで、複製の制作および統合保存が本格化する予定だ。

国立農業科学院は、2015年から2016年にかけて国内4カ所の寄託機関に保存されていた微生物、種子、細胞株など約1万点の特許微生物に対する複製を統合保存し、2017年からは毎年約600点以上の新規寄託微生物に対する複製を安全に長期間保存するとしている。

特許微生物は、氷点下196度の液体窒素を利用した保存と凍結乾燥の保存法によって特許微生物の最小義務保存期間である30年以上まで長期間保存することができる。

寄託された特許微生物は、新しい知識財産権の創出に向けて発明者以外にも第3者が分譲を受けて試験、研究などに利用することができる。また、農食品、製薬、環境、エネルギーなど様々な分野において活用できる。

その中でも、農食品分野では作物の生育を増進し、病気を抑制する環境にやさしい微生物、家畜に投与すると増体率を高め、畜舎の悪臭を減少させる微生物、醤油と味噌など伝統発酵食品の味を引き上げ、標準化する微生物など、様々な種類が活用されている。このような微生物は、農業の付加価値を向上させ、農業を高付加価値産業に育成する一翼を担うと見られる。

国立農業科学院の特許微生物「国際寄託機関」の指定を機に、農村振興庁と特許庁は、特許微生物に対する国の安全管理体系をさらに強化する一方で、これを活用した高付加価値の創出を支援することで、創造経済をリードしていくことができると期待されている。

模倣品関連及び知的財産権紛争

3-1 サウジアラビアで「大宇」の使用権を巡り紛争

デジタルタイムズ(2015.4.20.)

POSCOのクォン・オジュン会長が推進している中東プロジェクトに待ったがかかった。クォン会長は同プロジェクトを介して現代グループに対する依存度の軽減と中東における成長動力の確保を目指していただけに、この状況の打開に全力を尽くす見通しだ。

関連業界によると、最近 POSCO の系列会社である大宇インターナショナルは、韓国 GM に対して「大宇(テウ)」ブランドの使用権の返還を求める公文を発送した。しかし、韓国 GM が強く抵抗しており、法的紛争に飛び火する可能性も浮上している。

今回のブランド紛争は、POSCO がサウジアラビアで推進している「サウジアラビアの大衆車プロジェクト」が発端となった。サウジアラビア政府は、国民に低価格の自動車を普及するために大衆車プロジェクトを推進し、POSCO が大宇インターナショナルを通して事業に参加した。同プロジェクトを担当する政府系投資ファンドのパブリックインベストメントは、中東において大宇に対する良いイメージが形成されているだけに、大衆車の名前を「サウジ・キング・テウ」に決め、大宇インターナショナルにブランドの使用を要請した。この過程で商標の所有権を巡る問題が発生した。

POSCO は、約 10 億ドルを投じた同プロジェクトにより 2017 年からサウジアラビアの自主ブランドの自動車を生産する計画を立てていた。大宇インターナショナルが大宇ブランドのサウジアラビア大衆車合弁法人に 600 億ウォン(15%支払い)を投資して車両の設計は POSCO 投資会社が、エンジンの供給は双龍自動車が担当し、早ければ来年度から 2000~2400cc の中型車を年間 15 万台生産する内容で進める方針だった。

現在、サウジアラビアの内需市場は年間 70~80 万台の規模となっており、これから 3~4 年で 100 万台を突破すると見られている。ただし、輸入車が 100% を占めているため、サウジアラビアでは以前から自国生産の自動車を望んでいた。一時期、現代自動車にも意思を打診したが、実を結ぶことはできなかった。

この状況の中で、サウジアラビアと手を組んだのが POSCO だった。POSCO も現代製鉄の成長により、主な取引相手「現代グループ」の売上が減り続け、その対策を講じる過程で同プロジェクトに参加した。2014 年度の POSCO 事業報告書を見ると、昨年の売上高全体において現代重工業が占める割合は 3.8%、現代自動車は 2.0% で、現代グループからの売上が 5.8% を占めた。これは POSCO が主な販売先を初めて公開した 2009 年、現代グループからの売上が 10.6% を占めたことに比べると半分水準に過ぎない。POSCO の売上において現代グループが占める割合は、2010 年に現代製鉄が高炉を稼働して以来、毎年減少している。

その中でも現代自動車が現代製鉄と現代ハイスコの鋼板購入量を増やしたことが POSCO に直接的な打撃を与えた。現代製鉄の浮上により自動車の鋼板市場における立地が危うくなり、POSCO は新しい需要先を掘り起こすため中東の自動車産業に足を踏み入

れた。

問題は、POSCO が直接自動車事業に手掛けた経験がないということだ。自動車事業の経験は、大宇インターナショナルを介して自動車部品本部を運営しているだけだ。自動車鋼板の供給はできるものの、自動車産業全般を率いる能力があるかどうかは疑問符がつく。さらに、POSCO に対する全方位の検察捜査が予告されている状況の中で、サウジアラビア側でこれを口実に事業における利権を握ろうとする動きも見られている。

業界の関係者は、「現代自動車を離れ、鋼板の需要先を確保するために中東に目を向けたのは、それだけ POSCO が危機意識を感じているとの証拠だといえる。自動車事業の経験が皆無だという点と国内における検察捜査の拡大、さらに大宇ブランドの所有権も失われると事業が中止となるおそれもある」と述べた。

ノ・ジェウン記者

3-2 公正取引委員会、クアルコム携帯電話に係る特許権乱用調査結果は…

デジタルタイムズ(2015.4.20.)

公正取引委員会がクアルコムに対する公正取引法違反容疑に関する調査を終了し、課徴金規模と制裁方策を講じている。クアルコムが妥当な是正方策を提示する条件で公正取引委員会において課徴金規模について一定部分を縮小するものと見える。

業界によると、20日に公正取引委員会は昨年から行ってきたクアルコムの市場支配力乱用行為に対する調査を終了させて今後の対策を論議している。これまで公正取引委員会はサムスン電子、LG電子、パンテック等からロイヤルティ支払いに関する内訳関連書類の提出を受け、これを基に公正取引委員会はクアルコムコリア関係者を数回にわたり召喚した。

公正取引委員会は、これに先だって中国政府が市場支配力乱用を根拠にクアルコムに60億8800万元(1兆613億ウォン)の罰金を賦課した前例を考慮して課徴金規模を算出する予定である。業界によると、クアルコムは韓国企業を対象に携帯電話価額の5%台前後に達する特許手数料の収入があったものと伝えられる。

公正取引委員会は昨年末から知的財産権等の特許権を乱用する特許管理専門会社(NPE)と標準必須特許権者を処罰できる根拠を備えるなど本格的な監視活動に突入した。公正取引委員会が特許乱用行為と見做す類型は標準特許を通じた横暴、独占力の乱用、

フレンドリー原則違反等であり、クアルコムはこの3つの容疑に全て該当する。

しかし、業界では公正取引委員会が中国のように、クアルコムに対し高いレベルの課徴金を賦課する可能性は低いものと判断している。クアルコムが公正取引委員会の課徴金処分に不服する場合は事案が高等法院に移管されるが、この場合には事案が長期化するだけではなく、ややもすると米国との通商摩擦も生じる可能性がある。

公正取引委員会関係者は、「海外のグローバル IT 企業に対する調査を行った事例が多いが、公正取引委員会の制裁に不服し高等法院まで移管された事例はあまりない」とし、「通常は一定水準で(協議を行い)うまく解決している」と説明した。

公正取引委員会が昨年から行ってきたオラクル、IBM、マイクロソフト(MS)等に対するライセンス政策関連調査が音沙汰もなく終結したものと同様の脈絡である。オラクルの場合はソフトウェア(SW)ライセンス政策に対する韓国国内企業の請願が相次ぎ、公正取引委員会のターゲットになったが、これもまた円満な合意に達したものと伝えられる。

IT 業界の関係者は、「公正取引委員会の立場としては、課徴金賦課又は制裁の根拠が不明確な時には、大乗的レベルで外国系企業と一種の合意を導きだすことができる」とし、「オラクルが今年韓国国内で人材を大段的に新規採用したのも企業の社会的義務に対する暗黙的な圧力があつたからとみられる」と説明した。

ファン・ミンギョ記者

3-3 サムスンの偽サイトが発覚…被害防止に全力

電子新聞(2015. 4. 22.)

サムスンの偽のサイト(ファーミング)が世界中の消費者を相手に2年間運営されてきたことが分かった。海外では消費者が誤認するケースも相次いでおり、各国の法人では消費者被害を防ぐために全力を尽くしている。「韓国を代表するブランド」の盗用は、国のステータスにも打撃を与えかねないだけに対策が求められる。

サムスン電子のマレーシア法人は、最近ホームページ(Samsung.com/my/home)に告知を出して「サムスンの偽のサイト(samsungiprize.com)」に対する注意を呼びかけた。告知によると、同サイトの運営者は、不特定多数の消費者に対して85万ポンド(13億7,000万ウォン)に相当する褒償金を得られるという内容の文字メール(SMS)を送り、サイトへのアクセスを誘導した。メールには「サムスンキー(Samsung key)」という名の一連番号

も含まれていた。



＜サムスンの偽サイト「Samusung iPrize」のメインページ＞

本紙がアクセスしたサムスンの偽サイト「Samsung iPrize」は、サムスンのホームページに間違えられるくらい似ている。サムスン電子の各商品の写真とともに「会社紹介 (About Samsung)」、「投資情報 (Investor Relations)」のリンクを張り、商品分類もモバイル、デジタルサイネージ、ヘルスケア、LED など実際のサムスン電子の事業群に構成した。

メインページには「iPrize 2015」のポップアップが表示された。「Samsung iPrize consumer cash awards の受賞者が発表されました。当選された方は、当該リンクにアクセスして SMS に送信されたサムスンキーを入力して褒賞金を受領してください」という内容だった。ユーザがその内容とおりに入力すると、マルウェアがユーザのコンピューターに感染し、個人情報盗み取る手段として悪用される。

ホームページの構成もサムスンのものを連想させる。リンクがサムスン電子のアイランド法人 (Samsung.com/ie) につながるよう設定されているためだ。一部のリンクはページが応答しませんというメッセージが示されるなど、欠陥も見つかった。サムスン電子のホームページである「サムスンドットコム (samsung.com)」は、システム上の特性上ページの応答なしが発生する場合、自社で作った「ページが応答しません」というメッセージを表示し、偽サイトでないことを証明している。ドメインの登録情報上、所在地

となっている「アイルランドのゴールウェイ地方」もサムスンとは関係ない所だ。

イギリス、アイルランドで始まった犯罪がドイツ、フランスなど欧州大陸を経て東南アジアにまで拡散している。サムスン電子は、本紙の取材により関連事実を確認し、22日に当該サイトを閉鎖した。サムスン電子の関係者は「商標盗用などの問題があり、関連部署で措置を取った」と述べた。

問題は、このような「偽サイト」がアドレスのみを変更する手法で2年前から活動していたことだ。欧州の関連業界によると、今回と同じ手法の詐欺がホームページのアドレスのみを変更して相次いでいた。当該サイトは今年3月にドメインが作られたが、その以前にも「モバイルサムスン」、「サムスンプロモ」など、類似したドメインにおいて同じ詐欺を繰り返していた。

ソ・ヒョンソク記者

3-4 公正委、オラクル DBMS の「不公正契約」を是正

電子新聞(2015.4.28.)

公正取引委員会がグローバルデータベース管理システム(DBMS)企業のオラクルの「不公正契約」を是正する。オラクルがメンテナンス契約を締結する過程で次期商品を抱き合わせ販売し、部分メンテナンス契約を許容しないなど不公正取引行為をしたという判断からだ。

公正委のシン・ヨンソン事務処長は、28日、政府世宗庁舎で記者懇談会を開き、「この2月に構成した公正委‘ICT 特別専従チーム’の第一制裁対象はオラクルになると思われる。審査報告書をまとめて委員会への上程を準備しており、早ければ6月~7月に制裁が確定する」と述べた。

公正委は、オラクルがメンテナンス契約の際に次期商品の購入を義務化したと説明した。国内企業・機関がオラクル DBMS をその他商品に買い替えできないようにすることで、市場支配力を維持したとの判断だ。オラクル DBMS の国内シェアは約6割に上っている。

公正委は、オラクルがメンテナンス契約を締結する際にシステム全体を対象にした事実も問題視している。不公正契約のため、消費者は必要としない部分のメンテナンス費用も支払わなければならないという説明だ。

シン処長は、「企業が購入したオラクルの商品の中ではメンテナンスが要らないものもあるが、(契約上)全体を一括してメンテナンスを受けなければならない。このような方法で顧客数を増やしている」と述べた。

公正委の制裁が確定すれば、国内の DBMS 市場は大きな変化が生じると見込まれる。国内 DBMS 市場で「不動の首位」を維持してきたオラクルの地位が危うくなるのではないかと注目が集まっている。公正委によると、オラクルの昨年の国内売上は 8,175 億ウォンで、このうちメンテナンス・ライセンスによるものが約 6 割を占めている。

外国勢が独占してきた国内 DBMS 市場だが、これからは韓国産のシェア拡大も期待される。国内 DBMS 市場は、オラクル、IBM、マイクロソフト (MS) が掌握し、韓国勢のシェアは昨年 1 割にも及ばなかった。

オラクルがグローバル政策を変えるかどうかについても関心が寄せられている。抱き合わせ販売と部分メンテナンス契約の禁止は、世界初のケースだ。他国で同制裁を基にオラクルに異議を申し立てることもできるだけにグローバル政策も変更可能性がある。ドイツの SAP は、昨年の公正委による制裁を機に世界中の顧客社の契約部分解約禁止政策を撤回した。

これについてオラクルは、「言及する内容がない。公正委の最終発表が出た後に立場を表明する」と述べた。

公正委は、現在調査を進めているクアルコムによる不公正行為の処理には多少時間がかかると見ている。公正委 ICT 特別専従チームは、クアルコムの特許抱き合わせ販売などについて違法性有無を調べている。

シン処長は、「クアルコムに関する事案は調べなければならないものが多く、行為の類型が複雑だ。年末までの処理を目指している」と述べた。

ユ・ソニル記者

3-5 特許庁、知識財産保護週間 - 正規品使用のキャンペーンを実施

韓国特許庁(2015. 4. 28.)

特許庁は、4月22日から28日までを知識財産週間に宣布し、江南駅・南大門・東大門市場などソウルの主な繁華街および大学周辺地域で知識財産を尊重する文化の拡散に

向けた「知識財産保護週間 - 正規品使用キャンペーン」を実施した。

韓国知識財産保護協会、著作権保護センター、貿易関連知財権保護協会 (TIPA) などの知識財産保護に関する公共機関と NAVER、COUPANG、11 番街、Ebay Korea などの民間企業が共同で主管した同キャンペーンは、知識財産権保護の重要性を積極的に知らせ、消費者に正規品の使用を勧めるために開かれた。

特に同キャンペーンでは、全国の大学生約 30 人で構成された「2015 知識財産保護の大学生サポーター」が参加した中、消費者と流通・販売業者に対して知財権保護に参加を呼び掛ける署名キャンペーンと街頭キャンペーンを行い、注目を集めた。

また、違法な手法で作られた衣類、靴類、化粧品および電子商品などの「正規品・模倣品の比較展示」を開き、模倣品の流通による知財権侵害の深刻さを直接体験するプログラムも提供した。

特許庁産業財産保護協力局のクォン・オジョン局長は、「世界的に知識財産権保護の重要性が浮上している中で、このような官民の共助が韓国の知財権保護水準をグレードアップさせる土台になると思う。これからも『知識財産保護の第一歩、国家競争力への大きな歩みへ』というスローガンの下、公益広告のキャンペーン、現場で実施する青少年体験教室、消費者教育などを通じて知識財産を尊重する文化がさらに拡散されるように力を入れる予定だ」と述べた。

デザイン (意匠)、商標動向

4-1 韓国企業の海外商標出願が急増

韓国特許庁 (2014. 4. 17.)

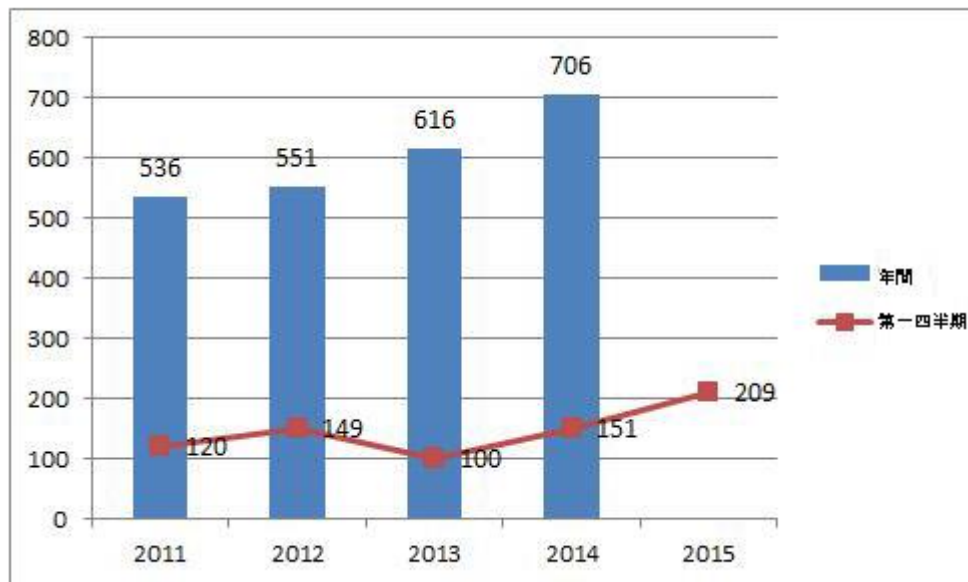
今年第一四半期の韓国におけるマドリッド国際商標出願*件数が、マドリッド協定議定書加入以来、第一四半期の中で最高値を記録した。

※一つの国際出願書でマドリッド協定議定書に加入した多数の国に、同時に商標出願ができる制度 (韓国は 2003 年 4 月に加入)

第一四半期のマドリッド出願件数は 209 件で前年同期比約 40% 増となり、最近、韓国企業の海外商標出願が活発に行われていることと示された。昨年のマドリッド出願が前年比年間約 14.6% 増であったのに比べると、今年の第一四半期からの増加幅が急増して

いる。

＜過去5年間及び第一四半期の韓国マドリッド出願件数の推移＞



このように最近、マドリッド出願が急増している主な要因は、韓国企業の海外進出に対する関心が拡大し、これに伴ってマドリッド出願のメリットに関する認識も拡大しているからであると推定される。

実際に、今年第一四半期のマドリッド出願を行った企業関係者は、マドリッド出願は費用が安く出願手続きが簡素であるため、今後継続して利用する計画だと述べた。

出願主題別には、イーランドワールドが1位で最も多く出願し、イエンエスコリア(2位)、ロクシップチョアロエ・サムスン電子(共同3位)がその後に続いた。

出願分野別には、化粧品分野の出願が今年第1四半期全体のマドリッド出願の中で最も多い割合(計45個の商品類の中で16.8%)*を占め、その次に情報通信機器、衣類分野の出願が多かった。

※出願件数の基準ではなく、商品類を基準に集計した結果である(商標出願は一つの出願に商品類を複数で指定することができる)。

化粧品分野の出願は、2013年4位、2014年3位にとどまっているが、今年第1四半期には1位を占め、今後この分野の出願順位が注目される。また、化粧品分野の出願は、特定主体に出願が集中せず、多数の企業に分散されていたが、これはブランドのイメー

ジが消費に対し重要な影響を及ぼしているこの分野の特徴を反映したものと見える。

一方、今年第1四半期には、昨年に比べ外国において韓国を指定したマドリッド出願も約18%増(2,845件)と示され、全般的に韓国へのマドリッド出願が増加する見込みである。

韓国を指定した外国企業の中では、2013年から2年間、多出願1位を占めたNOVARTIS AGを抜いてPhilip Morris Brandsが今年第1四半期の外国多出願企業1位を占めた。また、国別には米国、ヨーロッパ連合、中国、ドイツ等で韓国を多く指定していることと示された。

ジャン・ワンホ韓国特許庁情報顧客支援局長は、「第1四半期から韓国のマドリッド出願が目覚ましく増加しているのは、マドリッド出願に対する企業の認識が拡大している肯定的な信号」と評価し、「韓国企業が世界進出するためには、海外においてブランドを先占することが重要であり、そのためにはマドリッド国際商標出願制度を積極的に活用する必要がある」と明らかにした。

【添付1】年度別のマドリッド出願件数(韓国から外国への出願)

(単位：件、%)

年度	2010	2011	2012	2013	2014	2015
年間	405	536	551	616	706	-
増加率	43.6	32.3	2.8	11.8	14.6	-
第1四半期	96	120	149	100	151	209
増加率	128.6	25.0	24.2	△32.9	51.0	38.4

※マドリッド国際商標出願制度は2003年4月から施行

【添付2】年度別のマドリッド出願件数(外国から韓国への出願)

(単位：件、%)

年度	2010	2011	2012	2013	2014	2015
年間	8,017	10,420	9,654	11,550	10,437	-
増加率	2.5	30.0	△7.4	19.6	△9.6	-
第1四半期	2,054	2,460	2,032	2,997	2,408	2,845
増加率	10.8	19.8	△17.4	47.5	△19.7	18.1

【添付 3】 2015 年第 1 四半期の韓国マドリッド多出願分野現況

(単位：件、%)

商品類	件数	割合
3 類(化粧品)	60	16.8
9 類(情報通信機器)	40	11.2
25 類(衣類)	32	9.0
18 類(カバン)	24	6.7
35 類(卸小売り業)	23	6.4
43 類(飲食・宿泊業)	20	5.6
28 類(娯楽・運動器具)	14	3.9
その他	144	40.4
合計	357	100

※国際商品分類(ニス分類)基準

4-2 特許庁の「デザインマップ」、人気の秘訣は？

韓国特許庁(2014. 4. 27.)

特許庁は、韓国、米国、日本、欧州など主要国のデザイン権情報を検索し、デザイン権に関するコンテンツの提供を受けられるデザイン知識財産権ポータルであるデザインマップ(designmap.or.kr)の昨年度のアクセス数*が 2009 年のサービス開始以来初めて 200 万人を超え、今年度の第 1 四半期も前年比 5.1%増加した 58 万人に上ったと発表した。

※年間アクセス数：('09)28 万人→('10)64 万人→('11)136 万人→('12)139 万人→('13)190 万人→('14)227 万人(前年比 19.5%増加)

このようなデザインマップの人気の秘訣は、デザイン権の興味深い最新ニュースを掘り起こし、専門家だけでなくデザイナーや一般人にも分かりやすいコンテンツとして提供することで、デザイン権を確保するための必須コースとして定着してきたためだと見られる。

デザインマップを通じて提供される先輩デザイナーの経験談と特許庁の審査官、弁理士などの知識財産権専門家が説明するノウハウは、新商品の開発やデザイン出願などを準備するデザイナーとスタートアップ企業の間で活用されている。また、特化した検索サービスは、競合会社のデザイン出願動向と戦略を把握するに有効なツールとして使われている。

デザインマップは、現在合計 83 種類の物品、約 72 万件の国内・国外のデザイン権情報が構築されており、今年はデザイン専攻の大学生を対象に「現場で行うデザイン権セミナー」などの広報活動を介して権利保護に対する認識をより拡散させるほか、デザイン公報の詳細の提供、UI の改編など、ユーザの利便性向上に取り組む予定だ。

商標デザイン審査局のチェ・ギュワン局長は、「創造経済の活性化の中核的主体であるデザイナーと中小規模のデザイン専門企業を支援するため、ユーザにやさしい良質のコンテンツを構築するなど、デザインマップのサービスを持続的に改善していく計画だ」と述べた。

その他一般

5-1 技術移転「通年で 1000 件時代」の開幕

電子新聞(2015. 4. 15.)

今年韓国政府主導の技術移転が「通年で 1000 件時代」を迎えた。政府のインフラ構築に中小ベンチャーが外部技術導入に積極に出た結果である。政府は技術取引が拡大できるように技術移転システムを供給者から需要者中心に改編する。

韓国産業技術振興院によると、今年の技術移転件数は 2000 年の「技術銀行 (NTB)」構築後初めて 1000 件を突破する見通しだ。技術銀行は産業通商資源部が企業と出損研究所等が保有する技術事業化のために設けたオンライン技術事業化総合情報網である。

技術移転の件数は 2011 年に初めて 500 件を突破し、その後毎年増加となり昨年は 940 件に達した。これは、政府の移転可能な技術情報の確保と企業の積極的な外部技術導入の結果である。2009 年以降毎年 1 万件以上の新規技術が技術銀行に登録された。2013 年と昨年度にはそれぞれ 1 万 3000 件余りと 1 万 5000 件余りが登録された。今年も 1 万 5000 件以上の新規技術が登録されるものと予想される。現在登録されている技術は 10 万件が超え、この中で取引可能性が高い技術は 7 万件余りだ。

今年技術銀行を需要者中心に改編する。いわゆる「需要技術探索支援サービス」の導入である。技術銀行の登録技術についての検索も容易となる。企業が移転を希望する技術情報を入力すると、全国のテクノパークと民間取引機関が関連技術の存在有無を把握して技術事業化組織 (TLO) に連結する。TLO は技術発掘から契約まで技術移転と事後管理を担当する。

キム・リュウソン産業技術振興院団長は、「これまでは技術情報保護により技術移転が容易でなかった」とし、「需要技術探索システムは秘密保護の中で移転できるようにし、技術取引活性化に寄与するはずだ」と述べた。

政府はこれまで技術融複合トレンドに合わせて技術移転に積極に出た。解放・共有・協力を骨子にした政府 3.0 趣旨に合わせて推進した。段階的には政府の研究開発 (R&D) の課題を義務的に技術銀行に登録するようにした。昨年はサムスン電子・現代起亜自動車・LG 電子・LG ディスプレー・ハイニックス・LS 産電等が移転可能な技術を技術銀行に登録する MOU を締結した。また、技術支援、法律・会計、技術評価、知識財産権 (IP) 管理、技術金融等の専門家で構成された「技術銀行諮問団」を構成し運営している。これは移転された技術が事業化につながるコンサルティング等を支援する。

<表> 技術銀行 (NTB) 運営現況

区分	2009 年	2010 年	2011 年	2012 年	2013 年	2014 年
移転技術情報登録 (件)	10,922	12,044	10,647	11,692	13,569	15,748
技術移転説明会開催	24	33	21	16	20	18
技術移転 (件)	484	450	658	718	892	940

※資料：韓国産業技術振興院

キム・ジュンベ記者

5-2 障害者便宜改善の家電生活用品特許出願が急増

韓国特許庁 (2015. 4. 17.)

2008 年に「障害者差別禁止法」が施行されてから、家電生活用品分野における障害者便宜改善のための特許出願が急増している。

韓国特許庁によると、障害者関連の特許出願が 2007 年以降から増加している。この中でも家電生活用品分野の特許出願は 2008 年までは年平均 80 件余りであったものが、2009 年からは年平均 120 件余りで 50% 以上急増していることが調査された。このように「障害者差別禁止法」が施行された後に義手、義足等のような障害者専用製品が主であった障害者関連の出願が、日常の便宜を提供する家電生活用品まで拡大していることがわかる。

特に企業は、2008 年以前の 5 年間 (2004~2008) 104 件であったものが 2009 年以降 5

年間(2009～2013)は約2倍の204件を出願したと示された。家電生活用品の利用が困難な人口の割合が10%(2009年基準)を超え、企業が主な消費者として認識し始めつつ、「障害者差別禁止法」施行以降の社会全般において障害者の普遍的な便宜に関心を傾けてから、企業も障害者が便利に使用できる多様な製品開発に力を注いだ結果であると感じられる。

家電製品の場合は、製品の利用をより簡単にする技術が主に出願されている。例えば益々大型化される冷蔵庫の場合、重いドアを簡単に開け閉めできるような技術、エアコン及び冷蔵庫の使用マニュアルを音声で案内や使用者を自動認識して事前に設定されたモードで作動できるようにする技術、バイメタルを利用して鍋やコップの内容物の温度を点字で表示し火傷を防止する技術等がある。

一方、生活の便利を提供する技術から一歩進んで障害者も非障害者と同等に余暇を楽しむことができるようにした技術も出願されている。具体的な例では、振動を利用して聴覚障害者が字幕なしに映画を楽しむことができるマイク付ヘッドホン、点字と同じ突出部や模様等が刻まれている障害者と非障害者が共にできるパズル、振動とモーション認識技術を利用して視覚障害者も文字入力ができるようにしたタッチスクリーンの様なものである。

韓国特許庁関係者は「障害者の福祉政策が「障害者を特別に配慮」したレベルから「障害者と全ての活動を共有」するレベルに変化したことによって、障害者の使用便宜を改善した製品の需要が増加している」とし、「多様な家電生活用品を中心に障害者の便宜増進のための斬新なアイデアの発掘と適切な特許権利化が先行されれば、変化する市場環境において企業競争力を大きく向上できるはずだ」と述べた。

5-3 サムスンの米国における特許ポートフォリオ構築が業界一位となり、これを追うアップルの追撃も素早くなった

電子新聞(2015.4.19.)

サムスンが米国最大の特許ポートフォリオ保有業社として浮上した。これにより最大競争社であるアップルは特許戦争に備え特許ポートフォリオを素早く構築しだした。

サムスンが米国において昨年基準で5万5000件以上の特許を保有し、単一企業の中で最も多い特許ポートフォリオを構築したと、専門ジャーナルIAM(Intellectual Asset Management)を引用しテレグラフが19日に報道した。

IAM が最近発表した年次報告書の「世界で米国特許を最も多く保有した業社 100 位 (US Patent 100) によると、サムスン電子は米国において、昨年基準で前年度 (4 万 7887 件) より 16% 増加した 5 万 5417 件の特許を保有し 1 位となった。

IBM は前年より 10% 増しの 4 万 4278 件で 2 位となり、キヤノンは 3 万 7683 件を保有し 3 位を占めた。パナソニックとソニーがそれぞれ 3 万 149 件と 2 万 9281 件で後を続いた。

サムスン電子の最大競争社のアップルの動きも素早くなった。アップルは最近 3 年間に保有特許を毎年平均 25% 増やした。これは業社の中で最も高い増加率の数値である。今後発生する特許戦争に備えるためであると解釈される。アップルは現在 1 万 942 件の特許を確保し 42 位を占めた。

ジョフ・ワイルド IAM 編集長は、「サムスンとアップル間の特許戦争は終わりに近づいているが、2 社が特許を備蓄することを中断したということではない」とし、「2 社は互いにコア特許の所有権により市場から追い出されないために膨大な特許ポートフォリオの構築に継続して投資している」と述べた。

一方、100 位の中に入った業社のほとんどは、日本・米国・韓国・台湾業社であり、イギリス・中国企業は順位圏の中に入れなかった。

さらに、ジョフ・ワイルド IAM 編集長は、「イギリス業社は他国の企業より特許に投資する可能性が低く、研究開発 (R&D) の支出が比較的到低い。また、特許を不必要な費用として取り扱ったりしている」と述べた。テレグラフは多くのイギリス業社がサービス業種であるため、特許で保護できる発明や革新そのものが少ないと付け加えて述べた。

<表> 世界で米国特許を最も多く保有した業社 100 位 (US Patent 100) (資料 : IAM)

順位	業者名	特許保有件数 (2014 年基準)
1	サムスン	5 万 5417 件
2	IBM	4 万 4278 件
3	キヤノン	3 万 7683 件
4	パナソニック	3 万 149 件
5	ソニー	2 万 9281 件
42	アップル	1 万 942 件

キム・ジュヨン記者

5-3 【特許から見た未来技術】LG が注目した技術

電子新聞(2015.4.21.)

LG 電子が未来 IP 競争力強化に出た。LG は過去 10 年間(2005-2014)、毎年欠かさず特許登録を増やしてきた。特に既存の通信中心の特許登録の戦略を△熱電及び光電、△音声認識及びオーディオ信号処理、△動画像 UI、△照明等の新しい領域まで拡大した。

電子新聞の未来技術研究センター(ETRC)と特許分析専門会社の広開土研究所が共同で発行した IP ノミックス報告書の「LG 電子は何を準備しているのか?」によると、LG は昨年全体で 2174 件の特許を登録した。この中で多重化通信(Multiplex Communications)分野の特許登録が 580 件で最も多く、△遠隔通信(224 件)、△モバイルデバイス及びコンピュータデザイン(171 件)、△動画像 UI(132 件)等であった。この他にも 100 件余りの技術群(USPC Class Title 基準)で新規特許を登録し、幅広い技術革新を行っている。

LG は、2009 年のグローバル金融危機とグループ売上高が大幅に減った時期(2010～2012 年)にも特許登録は継続的に増やしてきた。その結果 2005 年は 460 件余りであった同年の特許登録が 2014 年には 2170 件余りとなり約 5 倍増となった。

この期間に LG は、通信特許を集中的に開発して登録した。実際に、△多重化通信(1921 件)、△遠隔通信(1312 件)、△デジタル通信(800 件)のような通信特許の開発に集中して技術力を高めた。通信以外には、△モバイルデバイス及びコンピュータデザイン(1044 件)、△冷蔵(640 件)、△テレビジョン(407 件)、洗濯(230 件)等の家電分野の技術開発に主力してきた。

しかし、近頃は△熱電及び光電(Thermoelectric and photoelectric)、△音声認識及びオーディオ信号処理、△照明、△アンテナ等の新しい分野の特許登録を迅速に増やした。

これらの技術は全て最近 3 年の間に特許登録の割合が大幅に高くなった。新規特許登録が集中しているということは技術革新のための戦略分野である可能性が高い。

熱電及び光電分野は過去 10 年間で約 30 件の特許を登録した。この中で 12 件の特許を昨年 1 年間で登録している。音声認識及びオーディオ信号処理も約 120 件の特許の中で約 60 件が最近登録したものである。これ以外にも約 60 件の技術がここ 3 年間で登録し、その割合が 50%超と示された。この技術は LG が戦略的に注目している技術領域である。

LG が特許登録を強化した 80 件の技術領域は、△熱電及び光電、△音声認識及びオーディオ信号処理、△非金属成型、△HW 生産工程、△UI 及びスクリーン表現、△動画像 UI、△光学(写真)、△照明、△エラー処理、△液状セル、△冷蔵用冷媒、△アンテナ、△PC 間データ送信、△車両用データ通信等だ。

これらの分野は、全体保有特許件数は少ないが LG が最近特許登録を強化し始めた領域という点で注目される。

<LG 電子の多登録特許(2014 年)>

技術名	2014 年の登録特許件数	最近 3 年の登録件数
多重化通信	580	1327
遠隔通信	224	734
モバイルデバイス 及びコンピュータデザイン	171	362
動画像 UI	132	468
テレビジョン	84	165

イ・カンウック記者

過去のニュースは、<http://www.jetro-ipr.or.kr/> をご覧下さい。
お問い合わせ、ご意見、ご希望は、JETRO ソウル事務所 知財チーム（電話：02-739-8657/FAX：02-739-4658
e-mail：kos-jetroipr@jetro.go.jp）までお願いします。

本ニュースレターの新規配信につきましては、お手数ですが下記の URL にアクセスして、ご自身でご登録いただきますようお願いいたします。

<https://www.jetro.go.jp/mreg/subscribe?id=3665>

また、本ニュースレターの配信停止を希望される場合は、下記の URL にアクセスし、「unsubscribe」ボタンをクリックしてください。

http://www.jetro.go.jp/mail5/u/1?p=tTW_GIj5ntM53_3CF1ZAZA

本ニュースレターの著作権はジェトロに帰属します。本文の内容の無断での転載、再配信、掲示板への掲載等はお断りいたします。

ジェトロはご提供する情報をできる限り正確にするよう努力しておりますが、提供した情報等の正確性の確認・採否は皆様の責任と判断で行なってください。

本文を通じて皆様に提供した情報の利用(本文中からリンクされている Web サイトの利用を含みます)により、不利益を被る事態が生じたとしても、ジェトロはその責任を負いません。

発行:JETRO ソウル事務所 知財チーム